## 別表第1 (第2条関係)

(平25条例18・平27条例13・平28条例6・令3条例3・一部改正)

番号	区域
1	昭和59年9月五日市町告示第44号に定める秋多都市計画地区計画小峰・留原地区地区計画の区
	域のうち、地区整備計画が定められた区域(以下次表において「小峰・留原地区地区整備計画区
	域」という。)
2	昭和61年12月秋川市告示第75号に定める秋多都市計画地区計画秋川駅北口地区地区計画の区
	域のうち、地区整備計画が定められた区域(以下次表において「秋川駅北口地区地区整備計画区
	域」という。)
3	平成2年3月秋川市告示第14号に定める秋多都市計画地区計画森山下地区地区計画の区域のう
	ち、地区整備計画が定められた区域(以下次表において「森山下地区地区整備計画区域」という。)
4	平成6年4月秋川市告示第28号に定める秋多都市計画地区計画雨間地区地区計画の区域のうち、
	地区整備計画が定められた区域(以下次表において「雨間地区地区整備計画区域」という。)
5	平成6年4月五日市町告示第26号に定める秋多都市計画地区計画武蔵五日市駅前地区地区計画の
	区域のうち、地区整備計画が定められた区域(以下次表において「武蔵五日市駅前地区地区整備計
	画区域」という。)
6	平成6年10月秋川市告示第57号に定める秋多都市計画地区計画二宮地区地区計画の区域のう
	ち、地区整備計画が定められた区域(以下次表において「二宮地区地区整備計画区域」という。)
7	平成8年10月あきる野市告示第71号に定める秋多都市計画地区計画原小宮地区地区計画の区域
	のうち、地区整備計画が定められた区域(以下次表において「原小宮地区地区整備計画区域」とい
	う。)
8	平成24年12月あきる野市告示第140号に定める秋多都市計画地区計画南小宮地区地区計画の
	区域のうち、地区整備計画が定められた区域(以下次表において「南小宮地区地区整備計画区域」
	という。)
9	令和2年12月あきる野市告示第172号に定める秋多都市計画地区計画武蔵引田駅周辺地区地区
	計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域(以下次表において「武蔵引田駅周辺地区地区
	整備計画区域」という。)
1 0	平成28年3月あきる野市告示第25号に定める秋多都市計画地区計画初雁地区地区計画の区域の
	うち、地区整備計画が定められた区域(以下次表において「初雁地区地区整備計画区域」という。)